

## 宗像市ふるさと寄附事業PR業務プロポーザル実施要領

### 1. 目的

宗像市ふるさと寄附事業（ふるさと納税制度）に係るPRを通じ、宗像市の魅力発信・認知度向上を図ることで、本市への寄付を促進することを目的とする。

### 2. 業務内容

- (1) 業務名 宗像市ふるさと寄附事業PR業務
- (2) 業務内容 別紙「宗像市ふるさと寄附事業PR業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 提案上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
ただし、業務の成果に応じて15,000,000円を上限として契約変更できるものとする。

### 3. 参加資格等

本プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出時において、次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (6) 法人であって、その役員が（5）に該当しない者
- (7) 7月6日時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者

### 4. 参加手続き等

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市経営企画部ふるさと寄附推進室  
電話 0940-36-9852  
FAX 0940-36-9850  
メールアドレス furusato@city.munakata.lg.jp

#### (2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり別添の「参加表明書」（様式1）を提出するものとする。

- ア 提出期限 令和4年7月13日（水）午後4時まで
- イ 提出先 (1)に同じ
- ウ 提出方法 電子メールにて送信すること。  
メール件名を「プロポーザル参加表明書」とすること。

## 5. 質疑書の提出及び回答

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり別添の「質疑書」（様式2）を提出するものとする。

なお、質疑は質疑書により行うこととし、電話や口頭などによる質疑は受けない。

- ア 受付期限 令和4年7月19日（火）午後4時まで
- イ 提出先 (1)に同じ
- ウ 提出方法 質疑書を電子メールにて送信すること。質疑がない場合でも、その旨を質疑書に記載し、提出期限までに送信すること。メールは、件名を「宗像市ふるさと寄附事業 PR 業務に係る質疑」とすること。
- エ 回答方法 令和4年7月22日（金）午後5時までに、本プロポーザルの参加者全員にメールで回答書を送信する。  
なお、質疑がない場合、回答書は送信しない。

## 6. 企画提案書等の提出

### ① 提出書類

- (ア) 企画提案書（A4 サイズ、様式・枚数任意）  
仕様書及び8. 評価項目に基づき、本業務の目的に沿った内容とすること。
- (イ) 見積書（A4 サイズ、様式任意）
- (ウ) 事業実績表（A4 サイズ、様式任意）  
本業務と同種または類似事業の実績がある場合のみ提出。
- (エ) 会社概要（事業概要がわかるパンフレットでも可）
- (オ) 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- (カ) 市町村税を滞納していないことの証明書
- (キ) 消費税及び地方消費税納税証明書（その3の3）  
※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
- (ク) 暴力団排除に係る照会同意書（様式3）

ただし、宗像市の入札参加資格を有し、かつ指名停止期間中でない場合は、(エ)～(ク)の提出を免除する。

- ② 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は受付時間までに必着とする。  
郵送の場合は、封筒に「ふるさと寄附プロポーザル資料在中」と記載すること。
- ③ 提出期限 令和4年7月27日（水）午後5時まで（窓口提出については、土日を除く）。
- ④ 提出部数 (ア)～(ウ) 各7部（原本1部、副本6部）  
(エ)～(ク) 各1部  
(オ)～(キ)については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
- ⑤ 提出先 上記、4. (1)に同じ
- ⑥ 企画提案書の確認  
企画提案書等の内容について市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。
- ⑦ 参加の辞退  
参加申し込み後に参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式4）」を提出すること。

## 7. 候補者の選定

### (1) 選定委員会

候補者の選定は、「宗像市ふるさと寄附事業PR業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

### (2) 選定方法

- ① 5者以上から企画提案書が提出された場合は、提出された資料についてあらかじめ書類審査を行い、4者をプレゼンテーション審査対象者として選定する。その際、選定基準は 8. 評価項目 による。
- ② プレゼンテーション審査対象者は、提出された企画提案書についてプレゼンテーションを行うものとする。また、選定委員会は企画提案書及びプレゼンテーションについて提案者から説明を求めためヒアリングを行う。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所については、別途プレゼンテーション審査対象者に通知する。
- ④ 選定委員会において、8. 評価項目 に基づき企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査し、候補者の選定を行う。

### (3) 結果通知

選定結果は、令和4年8月上旬に電子メール又は文書によって通知する。

## 8. 評価項目

評価項目は以下のとおりとし、配点は公表しない。

- (1) 本業務に対する理解と取組  
本業務の目的、業務内容を理解した上で提案がなされているか
- (2) 業務実施の体制  
本業務を遂行可能な実施体制か
- (3) 提案内容の具体性  
仕様書に示す各業務について、具体的かつ実行可能な提案がなされているか
- (4) 期待される効果  
業務実施により、どのような効果を見込んでいるか
- (5) 類似業務の実績  
類似業務の実績があるか
- (6) その他有用な事項  
その他、本市にとって有用な提案があるか

## 9. 契約の締結

選定した候補者のうち最上位の候補者と、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づいた協議及び契約内容の確認を行い、業務の仕様内容が確定したうえで契約を締結する。

## 10. 事業者選定までのスケジュール

募集要領の告知	令和4年7月7日(木)
参加表明書の提出期限	令和4年7月13日(水)午後4時
質疑書の受付期限	令和4年7月19日(火)午後4時
質疑書への回答(予定)	令和4年7月22日(金)
業務提案書の提出期限	令和4年7月27日(水)午後5時
審査(プレゼンテーション)	令和4年8月2日(火)(予定)
結果通知	令和4年8月上旬(予定)

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (4) その他選定委員会が不適格と認めた場合

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (5) 宗像市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。